

受付番号 第 号
2009年6月11日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号1番 答弁者 教育長もしくは教育委員長

質問事項 教育委員会の情報発信や、説明責任、説明義務について

《質問要旨》

インターネットでの情報発信はいまや時代の主流であり、来るデジタル化社会、その進展や合理性、利便性からすれば、いっそう、その傾向が加速されるのは明らかだ。とりまく制度も整っていく。

また、説明責任、説明義務も認識されている。

そこで現状を問う。

1. 山県市の教育委員会の Web ページ(HP)における情報発信を確認したいと閲覧してみるととても情報が少ない。「まず、それが特徴だ」というしかない。

例えば、教育行政の根幹をなす「教育委員会」の会議のお知らせも、会議の内容などの結果報告もない。

「教育委員会」の会議は、法令に基づいてだれでも傍聴することができる。

そうなのに、会議の案内も報告も議事録もインターネットに出ていないことについて、私は「時代遅れ」かつ「説明責任が果たされていない」と考える。

答弁者はどう考えるのか。

2. 他方で、伊自良地区などの学校統合に関する会議の議事録は掲載されている。

これについてだけ詳細にインターネットに載せている理由は何か。

3. ともかく、行政の情報は一般にデータを継続的に公表してこそ意義が高まる。

たとえ一見、都合悪い部分があっても、だ。

そこで、具体的にイメージするために問う。

教育委員会の職務で管理するパソコンに、各職員らが職務としてデータ入力したA4サイズの書類情報を1万ページ、「書類、紙ベース」で10年保存しておく経費は概算どれくらいと推定されるか。

では、そのA4サイズの書類情報1万ページ相当を、10年間、インターネットに掲載・保存しておくために、新たに必要となる経費は概算どれくらいと推定されるか。

4. 今後、「教育委員会」の会議、その他の会議に関して、案内・周知や報告をどうしていくのか。

5. ところで、2007年（H19年）6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（2008年H20年4月1日施行）、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」（同法第27条第1項）こととされた。

これを受けて、岐阜県教育委員会は昨年2008年12月に議会に約70ページの報告書を県議会に提出、公表した。

県内の市では、関市が今年1月に公表。

可児市は今年に2月に約50ページの「報告書」を公表し、同じく2月に土岐市、海津市。

岐阜市は3月に約70ページの報告書、同じく羽島市、中津川市、瑞浪市、下呂市も3月。

これらはいずれも、法律改正で点検対象となる「2008年（H20年）」ではなく、その対象前年の分を自主的に「平成19年度を対象として点検評価」した結果だ。

これら、他の自治体の状況を調査し、把握していたのか否か。

6. これら自治体が法の対象とするより前の年の分の点検をした理由をどのように推測するのか。

7. これらに対して、山県市は、要綱を今年2月に「H20年分」について定めただけで、どう見ても遅れているというしかない。つまり、まるまる1年以上遅れている訳だ。

市が「2007年（H19年）」分の点検を行っていない理由は何か。

8. 行政において、他の案件でも「議会に提出」という事例があるわけだが、この教育委員会の点検報告が「議会に提出」と法で規定されている趣旨をどのように理解しているのか。

9. 実際に議会に提出する方法や時期はどうするのか。

10. その後、「公表」するとの規定の趣旨をどのように理解しているのか。

以上

.....

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条（H19 一部改正、H20.4.1 施行）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。